

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

景観形成上重要な役割を果たしている建造物や樹木を適切に保全・活用していくため、景観法第8条第2項第3号に基づき、「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定に向けて取り組みます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物の指定の方針は以下のとおりとします。

- ① 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ② 次に示す項目のいずれかに該当する建造物であること
 - 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導し、または継承し、特徴付けている建造物
 - 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れた地域固有の建造物
 - 伝統的様式や技法で構成され、彦根の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物

■景観重要建造物

指定番号	指定名称	指定年月日
第 2202-0001 号	旧鈴木屋敷長屋門	平成22年2月1日
第 2202-0002 号	金亀会館	平成22年2月1日
第 2202-0003 号	中村商家保存館(主屋・文庫蔵・酒蔵)	平成22年2月1日
第 2202-0004 号	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・中居家住宅)	平成22年2月1日
第 2202-0005 号	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・太田家住宅)	平成22年2月1日
第 2202-0006 号	旧彦根藩足輕組辻番所(善利組)、旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧磯島家住宅)	平成22年2月1日
第 2303-0007 号	旧西郷屋敷長屋門 附袖塀・塀及び高麗門	平成23年3月22日
第 2303-0008 号	旧広田家(納屋七)住宅	平成23年3月22日
第 2303-0009 号	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・林家住宅)	平成23年3月22日
第 2303-0010 号	旧池田屋敷長屋門	平成23年3月22日
第 2303-0011 号	滋賀大学陵水会館	平成23年3月22日
第 2303-0012 号	滋賀大学経済学部講堂(旧彦根高等商業学校講堂)	平成23年3月22日
第 2303-0013 号	スミス記念堂(旧須美壽記念禮拜堂)	平成23年3月22日
第 2312-0014 号	奥野家住宅	平成23年12月20日
第 2312-0015 号	宗安寺(本堂・鐘楼・表門)	平成23年12月20日
第 2312-0016 号	村岸家住宅	平成23年12月20日
第 2312-0017 号	滋賀中央信用金庫銀座支店(旧明治銀行彦根支店)	平成23年12月20日
第 2312-0018 号	俳遊館(旧彦根信用組合本店)	平成23年12月20日

令和5年(2023年)7月時点

2. 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木の指定方針は、以下のとおりとします。

- ① 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ② 次に示す項目のいずれかに該当する樹木であること
 - 市民に親しまれ周辺景観を先導し、または継承し、特徴付けている樹木
 - 地域の自然、歴史文化などから見て、歴史的・文化的に価値が高いと認められる樹木
 - 地域景観の形成に取り組む上で重要な位置にある樹木

■景観重要樹木

指定番号	指定名称(種別)	指定年月日
第 2008-0001 号 ～ 第 2008-0033 号 (欠番:第 2008-0006 号)	いろは松 (クロマツ、アカマツ 32 本)	平成20 年 8 月 20 日

令和5年(2023 年)7月時点

なお、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定されているもの、または、仮指定されたものについては、景観重要建造物、景観重要樹木に指定することはできません。



景観重要樹木
いろは松



明治時代のいろは松
彦根市立図書館提供

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、都市公園等の公共用に供する施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素です。

こうした施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観の形成を進めるため、景観法第8条第2項第4号ロハに基づき、良好な景観の形成を図るうえで重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとしします。

なお、景観重要公共施設の対象となる公共施設は、道路や地域に親しまれる河川、都市公園など、景観計画区域内にある良好な景観形成のために重要な特定公共施設をいい、本市では、以下のものが主な対象施設となります。

- | | |
|--|---------------------|
| ① 道路法による道路 | ② 河川法による河川 |
| ③ 都市公園法による都市公園 | ④ 漁港漁場整備法による漁港 |
| ⑤ 港湾法による港湾 | ⑥ 自然公園法による公園事業に係る施設 |
| ⑦ その他政令で定める公共施設(農業用の用排水機場等の土地改良施設、下水道、市民緑地等) | |

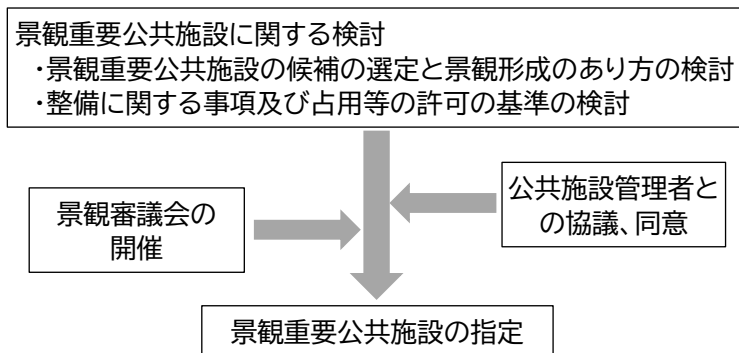
1. 景観重要公共施設の指定

1) 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす要素の一つであることから、次の要件のいずれかを満たす施設を対象に、景観重要公共施設の整備に関する事項および占用等の許可の配慮事項について当該景観重要公共施設の管理者と協議し、同意に基づき指定します。

- 景観の骨格を形成する景観拠点や景観軸等の一部を構成するなど、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
- 本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

■ 景観重要公共施設指定にあたっての流れ



2) 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設の指定方針を踏まえ、以下の道路を景観重要公共施設(景観重要道路)として定めることを検討します。

■ 景観重要道路(指定候補)

分類	施設名称	指定区間	番号
特別史跡彦根城跡の良好な景観の形成に重要な道路	(市)金亀町3号線	木俣屋敷跡付近から黒門橋の区間(内堀沿い)	①
	(市)城町金亀線	彦根東高校前から城町二丁目東交差点の区間(内堀沿い)と城町二丁目交差点付近の休憩スポット	②
	(市)立花佐和線	立花町西交差点からいろは松の区間(中堀沿い)	③
	(県)彦根城線	佐和町地先から京橋交差点(中堀・内堀沿い)	④
	(主)彦根近江八幡線	立花町西交差点から城町二丁目東交差点の区間(中堀沿い)	⑤
	(市)尾末町2号線	県道彦根城線から旧池田屋敷長屋門前までの区間	⑥
歴史的な沿道景観の形成に重要な道路	(市)河原16号線・芹町4号線	花しょうぶ通りを含む重要伝統的建造物群保存地区内の幹線道路区間	⑦
良好な沿道景観の形成に重要な道路	(市)夢京橋線	京橋交差点から本町一丁目交差点の区間	⑧
	(市)本町2号線	四番町スクエア内	⑨
	(市)本町3号線		
	(市)本町6号線		
	(市)本町9号線		
	(市)本町10号線		
	(市)長曽根銀座線	本町二丁目交差点から市道銀座横線の区間	⑩
芹川沿いの自然豊かな景観の形成に重要な道路	(市)芹川堤防南線	JR 東海道本線から芹川河口付近までの左岸堤道路(芹川けやき道)	⑪
彦根駅から彦根城へとつながる重要な道路	(主)彦根停車場線	旭町西交差点から彦根駅の区間	⑫
	(県)彦根港彦根停車場線	旭町西交差点から護国神社前交差点の区間	⑬
市街地の良好な沿道景観の形成に重要な道路	(県)彦根港彦根停車場線	護国神社前交差点から船町交差点を経由、百間橋の区間	⑭
	(都)立花船町線	護国神社前交差点から立花町交差点の区間と護国神社前交差点付近の休憩スポット	⑮

※(主):主要地方道、(県):滋賀県道、(市):彦根市道、(都):都市計画道路

■景観重要道路(指定候補)位置図 (図 14)



2. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

【景観重要道路】

景観重要公共施設として位置付ける景観重要道路は、その周辺の建築物等と一体となった良好な景観を形成するため、施設の整備を行う際には、法第8条第2項第4号ロに基づき「景観重要公共施設の整備に関する事項」として次の事項を定めて取り組むものとします。

1) 景観重要公共施設における整備の方針

- 歩行者等の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 潤いのある景観を形成するため、緑の連続性に配慮した整備を推進し、景観の調和に配慮した樹種の選定および配置とする。
- 車道および歩道の仕上げは、沿道の建築物が映えるよう落ち着いた色彩とする。
- 照明、ガードレール、案内標識等の道路付属施設の意匠・形態は、歩道や沿道の建築物・街路樹等と調和するよう努める。
- 交通安全施設を設ける場合は、華美なデザインを避ける。
- 交通安全施設、標識の支柱等の色彩は、沿道景観との調和が図れる景観配慮色を基本とする。(例：ダークブラウン(10YR2.0/1.0)、ダークグレー(10YR3.0/0.2)、グレーベージュ(10YR6/1))
- 特に重要な路線および区間については、関係者との協議を進め電線類の地中化の推進に努める。
- 既に整備された路線にあっては、適正な維持・管理に努める。

3. 景観重要公共施設の占用許可等に関する基本的な考え方

【景観重要道路】

占用許可等の対象となる施設のデザインは、公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとする必要があります。そのため、景観計画第8条第2項第4号ハ「景観重要公共施設の占用許可等に関する基準」については、想定される占用許可物件について、整備方針と整合のとれたデザインとするための配慮事項を以下の通り定めます。

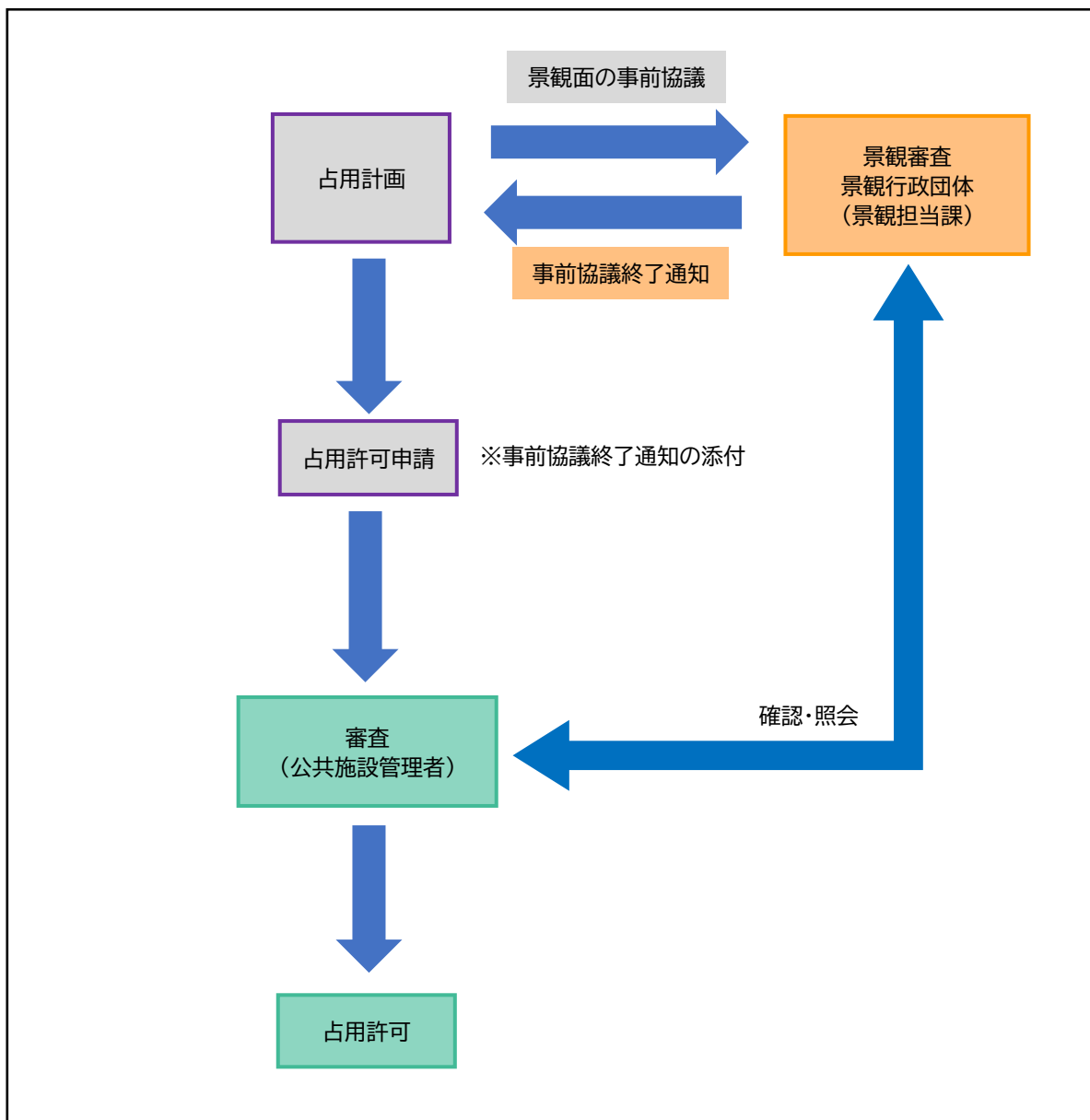
1) 道路法第32条第1項または第3項の許可の基準

景観重要道路内において占用許可等の対象となる工作物(以下、「工作物等」という。)のデザインは、公共空間の整備内容や沿道景観との調和に配慮したものとし、これら工作物等の道路占用の許可を行う場合は、以下のとおりとします。

ただし、既に占用許可を受けている工作物等の占用許可の更新で外観変更を生じないもの、他法令に定めのあるもの、仮設の工作物等、地下に設ける工作物等、安全上または緊急上やむを得ないものは、この限りではありません。

- 工作物等の設置に当たっては、歴史的景観などと調和し、良好な沿道景観と調和したものとする。また、眺望景観を確保した配置とし、標識やサイン等の認知を妨げないものとする。
- 工作物等の形態・意匠は、沿道景観とバランスのとれたものとする。
- 連続して設置する工作物等については、統一感のある形態や色彩(景観配慮色)等のものとする。(例：ダークブラウン(10YR2.0/1.0)、ダークグレー(10YR3.0/0.2)、グレーベージュ(10YR6/1))

■景観重要道路に関する占用許可の手続きの流れ



第7章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

彦根市では、屋外広告物が景観の重要な構成要素であることから、彦根市景観計画に則して彦根市屋外広告物条例を施行し、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止とともに、地域における自然的、歴史的、文化的な個性ある美しい景観に寄与する良好な屋外広告物が形成されるよう一定のルールを定めています。

1. 基本的な考え方

屋外広告物は、商業活動などのにぎわいとともに、身近な情報伝達手段として設置されていますが、美しいまちなみや自然景観等に与える影響が大きいことから、良好な景観の形成を図るため、本市の景観特性ならびに周辺景観に十分配慮したものとするよう取り組みます。

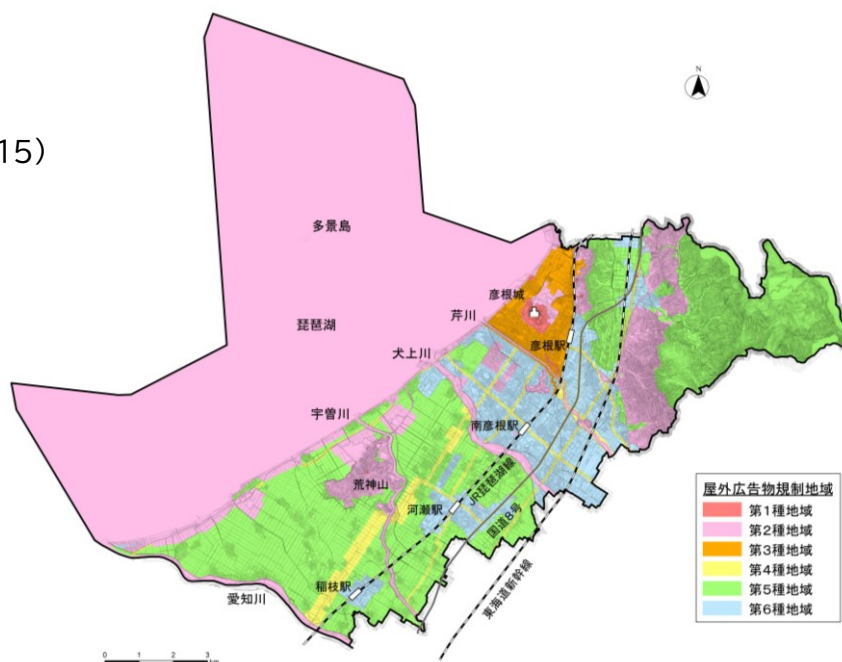
2. 行為の制限

屋外広告物は、屋外広告物法、彦根市景観計画に則して定めた彦根市屋外広告物条例により、市域を第1種地域から第6種地域の6地域に区分し、各地域の特性を踏まえ、屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する行為の制限を規定するとともに、基本的な考え方のもと良好な景観形成に向け配慮したものとします。

3. 屋外広告物条例の方向性

- ・地域の歴史、自然ならびに眺望など、景観特性との調和に影響のないよう、屋外広告物の規模、形態、デザイン、色彩および素材などに配慮する。
- ・良好な景観形成に資するよう、屋外広告物の設置個数を最小限に止める。
- ・旧城下町などの地区では、歴史的景観を重視し、建築物との調和とともに風格のあるデザインの創出に配慮する。

■屋外広告物規制図（図15）



第8章 景観まちづくりの推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの考え方

市民の生活の姿である景観を保全し、育成し、または創造し、より彦根市を美しく魅力あるまちとしていくため、景観形成に関わる市民、事業者、行政が、それぞれの役割を果たしつつ、協働で良好な景観まちづくりに取り組んでいきます。

■市民

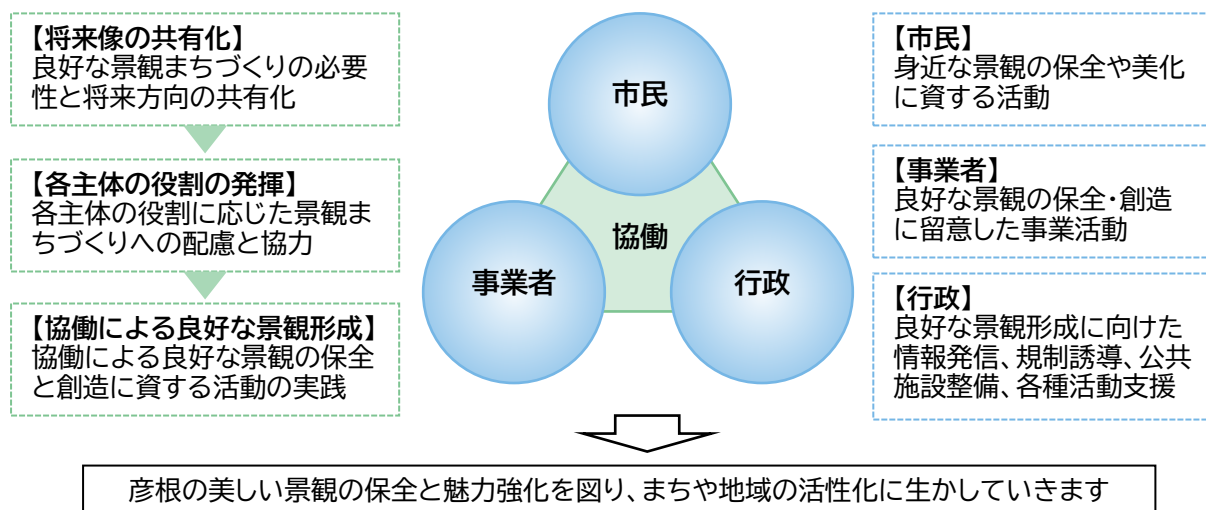
- 自らが景観づくりの主たる担い手であることを認識し、景観形成について積極的な役割を果たすよう努めます。
- 本市の景観づくりの目的を達成するため、市が行う景観形成に関する施策に協力するとともに、事業者や行政との協働による景観まちづくりに努めます。

■事業者

- 事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めます。
- 本市の景観づくりの目的を達成するため、市が行う景観形成に関する施策に協力するとともに、市民や行政との協働による景観まちづくりに努めます。

■行政

- 関係する行政分野や関係機関との連携および調整を図りつつ、良好な景観形成に資する調査・研究や総合的な施策を策定し、計画的に実施するよう努めます。
- 道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、景観形成に先導的役割を果たすよう努めます。
- 市民および事業者の主体的な景観まちづくり活動を促進するため、景観づくりに関する情報発信等による意識醸成や、活動に必要な支援に努めます。



2. 景観まちづくりの活性化に向けた取組方針

本計画で掲げた将来の目標を実現するため、市民、事業者、行政の景観まちづくりに対する意識醸成を促し、主体的な活動を活性化するための取組の強化を図ります。

1) 景観まちづくりへの意識醸成

(1) 関心や機運を高める積極的な情報発信と学習機会の拡充

市民が、守るべき景観の大切さ、良好な景観形成の方針、ルール等について共感・共有できるよう、多様な媒体を活用しつつ、わかりやすい情報発信と学習機会の充実を図ります。

【取組・例】

- 景観規制、届出制度、景観まちづくり等に関するパンフレット等の発信と周知
- 彦根城周辺の歴史的価値や世界遺産登録に関する情報発信の強化
- 古い地図・風景画・写真展等の開催
- 市の広報誌やホームページなど、多様な媒体を活用した情報発信の強化
- 景観に関する総合ポータルサイトの開設など、市民・事業者・行政が相互に活用できる仕組みづくり
- 出前講座(勉強会)、シンポジウム、説明会等の開催
- 学校教育と連携した景観まちづくり学習(景観学習、まち歩きなど)の実施 など



(2) 市民主体・市民目線の情報発信や景観を楽しむ機会の強化

市民一人ひとりが感じる魅力ある景観や、四季折々の景観の楽しみ方等について、市民主体で市民目線の情報を発信する機会を拡充し、良好な景観資源へのファンの拡大と、景観を楽しむレクリエーションや交流活動の活性化を図ります。

【取組・例】

- 風景写真の展示会の開催
- 景観を楽しみ、景観の新たな魅力を発見する、景観探索イベントの開催
- 良好な景観ポイントや視点場をめぐる、散策、サイクリング、スタンプラリー等のイベント開催
- 地域の景観資源を良く知る地元の人(語り部)の話を現地で聞くイベントの開催
- 市民主体で魅力ある景観や楽しみ方を発信する企画イベントの開催(市民が選ぶ景観 100 選等)
- 市民主体の景観回遊マップや、景観資源カード等の遊びのツールづくり
- 上記について、SNS 等を活用した景観写真の募集とコンクールの実施 など



2)協働による景観まちづくりの取組の活性化

(1)市民主体の景観まちづくり活動への支援

市民一人ひとりが様々なやり方で、身近な景観をより良くしていくための自主的な活動を行ったり、景観まちづくりの協働の取組に参加したり、できることから取り組んでいけるよう、優良な活動の紹介や表彰、人材育成やサポート体制の充実、多彩な景観資源の保全・活用する取組の強化など、支援していきます。

【取組・例】

- 優良な景観まちづくり活動を表彰する制度の実施検討
- 優良な景観まちづくり活動を紹介するパネル展示やフォーラムの開催
- 良好な景観形成に資する人材の登録制度の導入検討
(景観形成・美化ボランティア、景観資源案内ガイド、専門家派遣制度など)
- 景観整備機構と連携した町屋再生アドバイザーの導入検討
(歴史的建築物等の保全と活用、空き家活用、リノベーションの総合的な助言等の支援を実施)
- 景観アドバイザー制度を活用した景観まちづくりへの助言拡大や派遣等の検討
- 市民が選ぶ眺望 100 選などの景観資産の登録制度の導入検討
- 優良な景観まちづくり活動に対する財政的支援の検討 など

(2)既存制度・手法を活用した景観まちづくり活動の支援

既存の制度・手法の活用促進を図ることにより、良好な景観まちづくり活動を支援していきます。

【取組・例】

- 既存の制度・手法に関する情報発信の強化
- 景観形成市民団体や景観形成協定等の認定支援
- 景観形成協定または景観形成市民団体の認定を受けた団体が行う良好な景観まちづくり活動への助成
- 景観整備機構の指定と景観まちづくり活動・事業への支援
- 各地区での自主的な景観まちづくり計画・アクション等の検討の支援 など

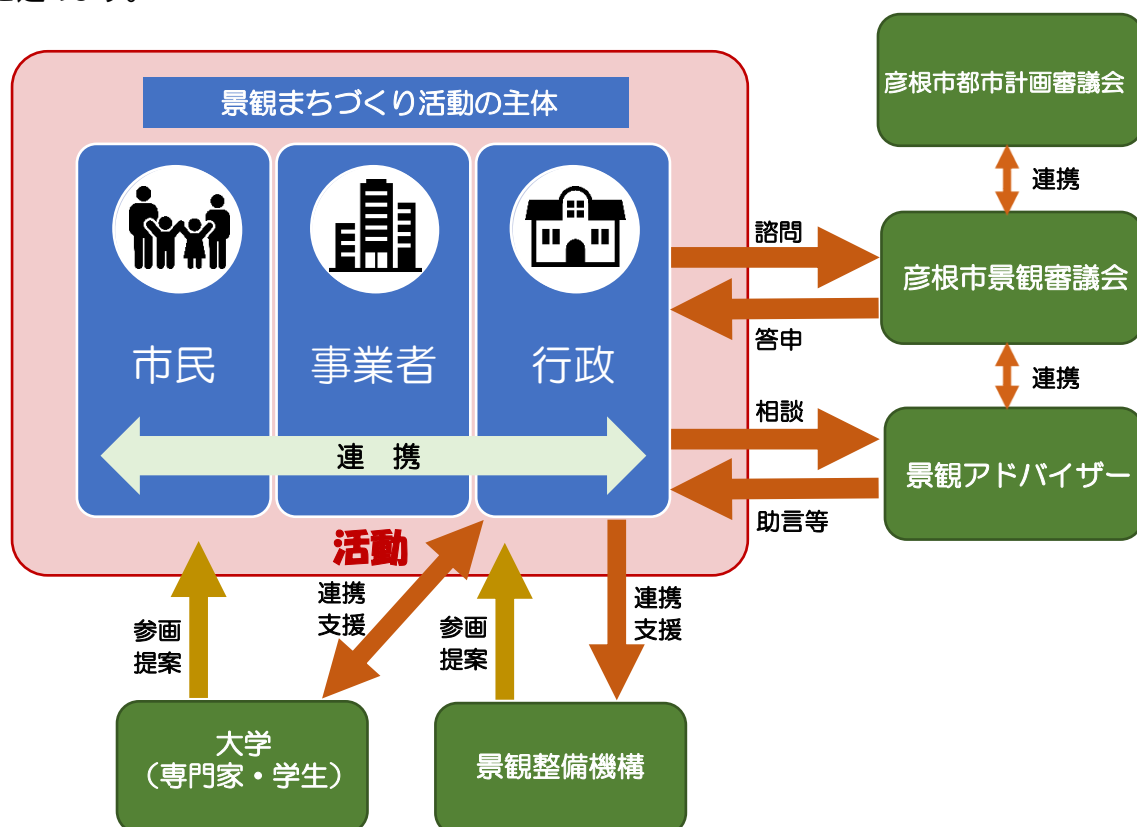


景観形成市民団体の活動事例
「平田川沿いに桜の通り抜けを造る会」のみなさんの活動による桜並木

3. 景観計画の進行管理

1) 景観まちづくりの推進体制

効率的・効果的な景観まちづくりの推進に向け、庁内・関係機関等との横断的な連携・推進体制の強化を図るとともに、大学等の研究機関や民間のノウハウや活力を生かした官民協働の体制づくりを進めます。



(1) 庁内・関係機関等との横断的な連携・推進体制の強化

景観まちづくりは、様々な施策分野にまたがっており、関係各課や関係行政機関等との連携が重要であるため、横断的な会議体の設置や関連情報の共有化、積極的な施策連携・調整など、総合的な体制強化に努めます。また、届出・審査の円滑化のため、窓口体制の強化に努めます。

(2) 民間のノウハウや活力を生かした官民協働の体制づくり

■景観審議会および景観アドバイザー制度

良好な景観形成に関する重要な事項を調査・審議するために設置している彦根市景観審議会を活用し、有識者や市民の意見を景観施策に適切に反映していきます。

また、良好なまちの景観に大きな影響を与える一定の建築物、工作物、屋外広告物等について、専門家によるデザイン誘導の技術的助言を行うことは、質の高い景観をきめ細かく指導・誘導していく上で効果的であることから、景観アドバイザーの取組を継続します。

■官民協働の体制強化

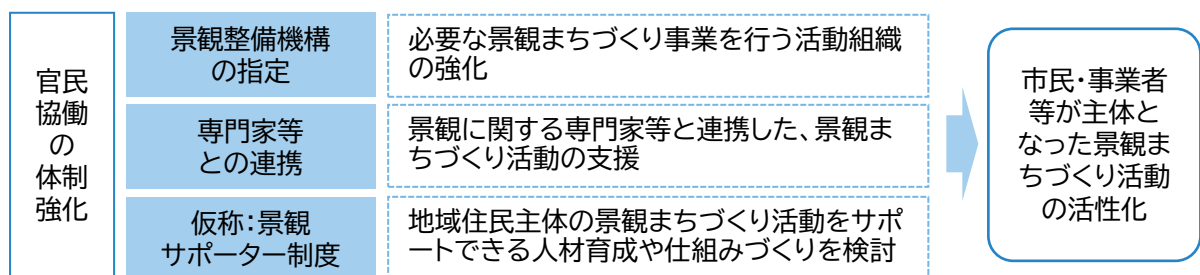
市民・事業者等が主体となって良好な景観形成に取り組む景観まちづくり事業の活性化と、良好な景観形成を先導するようなモデル的な取組を拡大していくことが重要です。

このため、良好な景観形成に取り組む市民を支援するため、必要な事業を行う際の主体となる組織について景観整備機構※への指定を検討し、市とともに良好な景観形成の推進を図ります。

また、歴史的建築物等の保全と活用が期待されるとともに、空き家の適正管理やリノベーション等を連携して進めていく必要性が高い彦根城周辺地区等において、関連する活動を行っている専門家等と連携しつつ、景観まちづくりの取組の推進に努めます。

さらに、良好な景観形成に取り組む市民の景観まちづくり活動の裾野を広げるため、これら地域住民主体の景観まちづくりをサポートできる人材(景観エリアマネージャー)の育成や活動のサポートなどが行える仕組みづくりとして、「仮称:景観サポーター制度」を検討します。

※景観整備機構とは、景観法第92条に基づき、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人、一般社団法人、一般財団法人またはNPO法人を市長が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。



2) 進行管理と計画の見直し

“城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造”に向け、本計画に基づき、自然・歴史・文化等と調和した良好な景観の保全を図ります。

また、より一層魅力ある景観をまちなかに育み、居住人口の維持・増進や観光交流人口の増大等につなげていくため、景観施策の進捗状況や効果検証、市民意向等を踏まえつつ、効果的・効率的な景観施策の推進や改善に努めます。

なお、本市の良好な景観形成を図るため、市民意識の高まりや新たな取組の強化が必要となった場合など社会情勢の変化を的確に捉え、景観計画との整合性に差異が生じた場合は、必要に応じて景観計画の見直しや充実に努めます。

